

医政発 0329 第 28 号

平成 28 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について

災害医療対策については、平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知、「災害医療対策事業等の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「災害医療対策事業等実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

災害医療対策事業等実施要綱

第1 災害拠点病院整備事業

1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 設置方針

- (1) 基幹災害拠点病院
原則として各都道府県に一か所設置するものとする。
- (2) 地域災害拠点病院
原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

4 事業内容

- (1) 災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。
 - ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
 - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - エ 基幹災害拠点病院においては、災害医療の研修に必要な研修室
 - オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- (2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。

別添

- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

平成7年に施行された地震防災対策特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知）において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると認められる地域に所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。

- ア 外壁の補強
- イ 防護壁の設置
- ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第3 医療施設等耐震整備事業

別添

1 目的

この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下、「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。）並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）（以下、「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。
なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。
- (2) 構造耐震指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）及び構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院、看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業

1 目的

この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

別添

2 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

NBC災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。

- (1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- (2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- (3) 簡易毒劇物検査キット
- (4) 除染設備
- (5) 化学物質中毒解析機器
- (6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

第5 医療施設耐震化促進事業

1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3 事業内容

- (1) ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）
イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。
- (2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

別添

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を経由のうえ、医政局地域医療計画課長宛に中長期的な改善計画書を提出すること。（任意様式）

第6 DMA T体制整備事業

1 目的

この事業は、DMA Tの養成、技能維持及び資質の向上を図ると共に、地震等大規模災害発生時には、厚生労働省、被災都道府県等とDMA Tの運用調整等を実施する。また、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター（以下「大阪医療センター」という。）及び兵庫県災害医療センターとする。

3 事業内容

(1) DMA T体制整備事業

- ア 災害医療センターは、厚生労働省DMA T事務局を設置するものとし、
 - (ア) 事務局長を1名、事務局次長を若干名を置くこと
 - (イ) 平常時は、日本DMA T検討委員会の運営、日本DMA T隊員養成研修、統括DMA T研修、DMA T技能維持研修及びDMA Tロジスティクス研修の企画及び実施、DMA T隊員の管理（新規DMA Tの登録及び隊員登録証の更新を含む）等
 - (ウ) 災害発生時は、大阪医療センターと連携し、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMA T隊員への情報提供、活動するDMA T隊員への支援等
 - (エ) 災害医療調査ヘリコプター運営事業

別添

- a 原則として、以下の場合に実施するものとする。
 - (a) 東京23区内で、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (b) 大津波（高さ3メートル以上）が発生した場合
 - (c) 東京捜索救難区で、客席数50以上の航空機（外国籍を含む。）の墜落事故が発生した場合
 - (d) 厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合
 - b 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出動することが困難な場合は、必要に応じ被災地の最寄りの運航会社の離発着場まで空路、鉄路等を使用して移動した上でヘリコプターを使用するものとする。
 - c 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の搬送にも使用できるものとする。
 - d ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。
 - e 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係る被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMAT派遣要請に係る助言、派遣されたDMATの指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。
 - f 本事業の実施に際し、災害医療センターは随時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。
 - g 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用して実地訓練を行うものとする。
 - h 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運航会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。
- を行うものとする。
- イ 大阪医療センターは、厚生労働省DMAT事務局を設置するものとし、
 - (ア) 副事務局長を1名、事務局次長を若干名を置くこと
 - (イ) 平常時は、日本DMAT隊員養成研修、DMAT技能維持研修の企画及び実

別添

施、災害医療センターが平常時に行う事業の支援等

(ウ) 災害発生時は、災害医療センターと連携し、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供、活動するDMAT隊員への支援等

を行うものとする。

ウ 兵庫県災害医療センターは、日本DMAT隊員養成研修を実施するものとする。

第7 防災訓練等参加支援事業

1 目的

この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMATの参加を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者とする。

3 事業内容

- (1) 国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練及び訓練等へDMATが参加するものとする。
- (2) 訓練等への参加に当たっては、厚生労働省から協力依頼を受けるものとする。

第8 DMAT活動支援事業

1 目的

この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む）が、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

別添

3 事業内容

- (1) DMA Tの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA Tの派遣要請ができる。
- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。

第9 DMA T訓練事業

1 目的

この事業は、DMA Tが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。

2 補助対象

都道府県

3 事業内容

- (1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。
- (2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMA Tが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。

第10 都道府県災害医療コーディネーター研修事業

1 目的

この事業は、救護班等の派遣等に関する調全体制を強化するため、災害時に被災都道府県の災害対策本部の下に設置される組織において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーターの養成を行うことを目的とする。

2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター

3 事業内容

別添

- (1) 受講対象者は、災害時に都道府県において代表的な役割を果たす資質を持つ医師及び災害時に災害医療コーディネーターと連携を図る都道府県職員とする。受講対象者は、都道府県より推薦を行うものとする。
- (2) 研修内容は、災害時の医療コーディネート能力の向上を図るために実施する座学及び演習とし、以下に掲げる事項を実施すること。
 - ア 医療チームの派遣調整等の体制確保に関する事項
 - イ 被災都道府県下の災害医療活動に対して都道府県に対し助言を行う体制に関する事項
- (3) 事業の実施にあたっては、日本医師会及び日本赤十字社との連携について留意すること。

第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業

1 目的

この事業は、被災地内では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設に航空機により搬送するため、被災地内外の都道府県に確保される航空搬送拠点において、重傷者の症状の安定化を図り搬送を実施するために設置される、航空搬送拠点臨時医療施設に必要な設備を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

2 補助対象 都道府県

3 事業内容

都道府県が確保する航空搬送拠点に設置される航空搬送拠点臨時医療施設に必要な設備を整備するものとする。

- (1) 搬送用モニター、搬送用人工呼吸器、自動体外式除細動器等の医療用資機材
- (2) テント、発電機、通信機器等の設備

第12 緊急災害時在宅酸素供給装置対策事業

1 目的

この事業は、在宅酸素療法用酸素供給装置の保守点検事業者による緊急・災害対応や保守管理体制の現状を把握し、経営基盤が脆弱な小規模事業者等であっても、緊急・災害時の具体的な対応手順等、効果的に取り組むことが出来る体制の整備に関する手引書を作成・頒布することにより、我が国の在宅酸素供給装置保守点検業務の質の向上、ひいては酸素療法患者が安心して在宅療養を行える環境の整備を図ることを目的とする。

別添

2 補助対象

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

3 事業内容

在宅酸素供給装置の保守点検業務における保守管理体制や緊急時対応の手引き書を作成し、頒布する。

災害医療対策事業等実施要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">災害医療対策事業等実施要綱</p> <p>第1 災害拠点病院整備事業 (略)</p>	<p style="text-align: center;">災害医療対策事業等実施要綱</p> <p>第1 災害拠点病院整備事業</p> <p>1 目的 この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。 (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能 (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能</p> <p>2 事業の実施主体 都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p> <p>3 設置方針 (1) 基幹災害拠点病院 原則として各都道府県に一か所設置するものとする。 (2) 地域災害拠点病院 原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。</p> <p>4 事業内容 (1) 災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。 ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数</p>

- 発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
- イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
- ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能
- エ 基幹災害拠点病院においては、災害医療の研修に必要な研修室
- オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

(2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。

- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (略)

第2 地震防災対策医療施設耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 医療施設耐震化施設整備事業

平成7年に施行された地震防災対策特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

(2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知)において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると思われる地域に

所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

- (1) 医療施設耐震化施設整備事業
補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。
- (2) 医療施設土砂災害防止施設整備事業
補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。
 - ア 外壁の補強
 - イ 防護壁の設置
 - ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第3 医療施設等耐震整備事業 (略)

第3 医療施設耐等震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下、「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。）並びに保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）（以下、「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

- (2) 構造耐震指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字

社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）及び構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院、看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業 (略)

第4 NBC災害・テロ対策設備整備事業

1 目的

この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

NBC災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。

- (1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- (2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品

- (3) 簡易毒劇物検査キット
- (4) 除染設備
- (5) 化学物質中毒解析機器
- (6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

第5 医療施設耐震化促進事業

1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3 事業内容

- (1) ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）
- イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。
- (2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を經由のうえ、医政局指導課長宛に中長期的な改善計

第5 医療施設耐震化促進事業

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を經由のうえ、医政局地域医療計画課長宛に中長期的

な改善計画書を提出すること。（任意様式）

第6 DMA T体制整備事業

1（略）

2（略）

3 事業内容

（1）DMA T体制整備事業

ア（略）

画書を提出すること。（任意様式）

第6 DMA T体制整備事業

1 目的

この事業は、DMA Tの養成、技能維持及び資質の向上を図ると共に、地震等大規模災害発生時には、厚生労働省、被災都道府県等とDMA Tの運用調整等を実施する。また、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センター」という。）、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター（以下「大阪医療センター」という。）及び兵庫県災害医療センターとする。

3 事業内容

（1）DMA T体制整備事業

- ア 災害医療センターは、厚生労働省DMA T事務局を設置するものとし、
 - (7) 事務局長を1名、事務局次長を若干名を置くこと
 - (イ) 平常時は、日本DMA T検討委員会の運営、日本DMA T隊員養成研修、統括DMA T研修、DMA T技能維持研修及びDMA Tロジスティクス研修の企画及び実施、DMA T隊員の管理（新規DMA Tの登録及び隊員登録証の更新を含む）等
 - (ウ) 災害発生時は、大阪医療センターと連携し、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMA T隊員への情報提供、活動するDMA T隊員への支援等
 - (エ) 災害医療調査ヘリコプター運営事業
 - a 原則として、以下の場合に実施するものとする。
 - (a) 東京23区内で、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (b) 大津波（高さ3メートル以上）が発生した場合
 - (c) 東京捜索救難区で、客席数50以上の航空機（外国籍を含

む。)の墜落事故が発生した場合

(d) 厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合

b 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出動することが困難な場合は、必要に応じ被災地の最寄りの運航会社の離発着場まで空路、鉄路等を使用して移動した上でヘリコプターを使用するものとする。

c 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)等の搬送にも使用できるものとする。

d ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。

e 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係る被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMAT派遣要請に係る助言、派遣されたDMATの指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。

f 本事業の実施に際し、災害医療センターは随時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。

g 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用して実地訓練を行うものとする。

h 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運航会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。

を行うものとする。

イ 大阪医療センターは、厚生労働省DMAT事務局を設置するものとし、(ア)副事務局長を1名、事務局次長を若干名を置くこと

(イ) 平常時は、日本DMAT隊員養成研修の企画、DMAT技能維持研修の企画及び実施、災害医療センターが平常時に行う事業の支援等

(ウ) 災害発生時は、災害医療センターと連携し、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供、活動するDMAT隊員への支援等

を行うものとする。

ウ 兵庫県災害医療センターは、日本DMAT隊員養成研修を実施するものとする。

イ 大阪医療センターは、厚生労働省DMAT事務局を設置するものとし、(ア)副事務局長を1名、事務局次長を若干名を置くこと

(イ) 平常時は、日本DMAT隊員養成研修、DMAT技能維持研修の企画及び実施、災害医療センターが平常時に行う事業の支援等

(ウ) 災害発生時は、災害医療センターと連携し、被災都道府県との連絡調整、被災都道府県内の災害拠点病院との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供、活動するDMAT隊員への支援等

を行うものとする。

ウ (略)

第7 防災訓練等参加支援事業
(略)

第8 DMA T活動支援事業
(略)

第7 防災訓練等参加支援事業

1 目的

この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのDMA Tの参加を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者とする。

3 事業内容

- (1) 国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へDMA Tが参加するものとする。
- (2) 訓練等への参加に当たっては、厚生労働省から協力依頼を受けるものとする。

第8 DMA T活動支援事業

1 目的

この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMA T（DMA Tロジスティックチームを含む）が、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

3 事業内容

- (1) DMA Tの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA Tの派遣要請

第9 DMA T訓練事業
(略)

ができる。

- (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第33条による支弁を優先するものとする。

第9 DMA T訓練事業

1 目的

この事業は、DMA Tが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。

2 補助対象

都道府県

3 事業内容

- (1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。
- (2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMA Tが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。

第10 都道府県災害医療コーディネーター研修事業

1 目的

この事業は、救護班等の派遣等に関する調全体制を強化するため、災害時に被災都道府県の災害対策本部の下に設置される組織において、救護班等の派遣調整業務等を行う災害医療コーディネーターの養成を行うことを目的とする。

2 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター

3 事業内容

- (1) 受講対象者は、災害時に都道府県において代表的な役割を果たす資質を持

- つ医師及び災害時に災害医療コーディネーターと連携を図る都道府県職員とする。受講対象者は、都道府県より推薦を行うものとする。
- (2) 研修内容は、災害時の医療コーディネート能力の向上を図るために実施する座学及び演習とし、以下に掲げる事項を実施すること。
- ア 医療チームの派遣調整等の体制確保に関する事項
- イ 被災都道府県下の災害医療活動に対して都道府県に対し助言を行う体制に関する事項
- (3) 事業の実施にあたっては、日本医師会及び日本赤十字社との連携について留意すること。

第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業

1 目的

この事業は、被災地内では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設に航空機により搬送するため、被災地内外の都道府県に確保される航空搬送拠点において、重傷者の症状の安定化を図り搬送を実施するために設置される、航空搬送拠点臨時医療施設に必要な設備を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

2 補助対象

都道府県

3 事業内容

都道府県が確保する航空搬送拠点に設置される航空搬送拠点臨時医療施設に必要な設備を整備するものとする。

(1) 搬送用モニター、搬送用人工呼吸器、自動体外式除細動器等の医療用資器材

(2) テント、発電機、通信機器等の設備

第12 緊急災害時在宅酸素供給装置対策事業

1 目的

この事業は、在宅酸素療法用酸素供給装置の保守点検事業者による緊急・災

害対応や保守管理体制の現状を把握し、経営基盤が脆弱な小規模事業者等であっても、緊急・災害時の具体的な対応手順等、効果的に取り組むことが出来る体制の整備に関する手引書を作成・頒布することにより、我が国の在宅酸素供給装置保守点検業務の質の向上、ひいては酸素療法患者が安心して在宅療養を行える環境の整備を図ることを目的とする。

2 補助対象

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

3 事業内容

在宅酸素供給装置の保守点検業務における保守管理体制や緊急時対応の手引き書を作成し、頒布する。